

## 飼養保管施設ならびに施設外実験室の適正な管理・運用のための留意事項

### 【各部局における動物実験の適正な実施体制について】

飼養保管施設ならびに施設外の動物実験室の学長承認制

恒常的に動物を飼育する飼養保管施設に限らず、一時的に生きた動物を持ち込む各分野等の動物実験室についても、規模の大小によらず部局の長を設置者とする学長承認制であり、**承認のない場所での実験動物の飼養・一時保管は一切認められない。**

### 【飼養保管施設の利用者の教育訓練・管理について】

各飼養保管施設利用者への教育訓練の実施と記録の届出について

各部局が設置した飼養保管施設の**標準業務手順書（各施設のマニュアル等）に関する説明会を開催し、利用者全員への周知徹底をはかること。**

開催記録（開催日、講師名、受講者名、講習内容）を作成し、保管すること。

開催記録を研究国際部学術国際課学術調整係（動物実験委員会担当）に提出すること（平成21年度以降の**新規利用者対象分については、開催の都度提出すること。また、現在の利用者対象分については、平成20年度の「飼養保管施設利用状況報告書」とともに提出すること。**）

### 【感染事故防止のための対策について】

感染事故の未然の防止・被害拡大防止のための主要な感染経路の遮断

導入動物についての導入可能な微生物学的品質基準を明確にすること。

導入動物の微生物学的品質の状態を的確に把握すること。

複数の飼養保管施設を利用する場合は、各施設の基準と照らして動線を的確に決定すること。

各施設の標準業務手順書（運用基準・マニュアル等）に盛り込むべき事項

**以下の事項について点検し、各飼養保管施設の状況に応じて標準業務手順書の改訂を行うこと。改訂した場合は、学術国際課学術調整係に（遅くとも平成20年度の「飼養保管施設利用状況報告書」提出時まで）提出すること。**

微生物感染検査が行われていない動物は搬入しない。

- ・受け入れ可能な微生物学的品質基準を定める（排除項目と把握すべき項目）
- ・優良動物業者以外の他施設から動物を搬入する際は、先方の微生物感染検査結果を確認する。
- ・動物の搬入記録を確認する（当事者任せにしない）

常に感受性集団が生産される繁殖コロニーが汚染されるとウィルス等が多量に産生され、他施設への二次感染源となりやすいため、自家繁殖施設を限定し（繁殖の可否を明文化）、作業動線上の位置づけを明確にする。

他施設と動線上の交叉のある施設では、定期的に微生物モニタリングを行う。

- ・検査頻度は3ヶ月に1回以上を推奨。
- ・無作為抽出動物ではなく、複数匹のおとり動物に使用済み床敷きを入れて飼育する。
- ・モニタリング結果を踏まえて運用体制を点検する。

複数施設の利用グループは、原則それぞれに入室する人を区別する。

複数施設に続けて入室する必要がある場合でも決められた動線を遵守する。

部局共同利用の動物室など動線の交叉が生じやすい施設では、実質的な管理者を置いて運営にあたり、常に施設全体の衛生状態を把握すると共に、利用者への指導を徹底する。

- ・入退室管理を徹底して利用者を確実に把握する。

施設外の動物実験室や使用器材の衛生管理（清掃消毒）、動線上の位置づけにも言及する。

各施設利用者は分からないことを放置あるいは独自判断せず、管理担当者や専門家に判断を委ねる。